

訴訟事件の判決について

1 事件名

特別障害者手当認定請求却下処分取消請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和 7 年(2025 年) 1 月 1 7 日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 月 1 6 日 訴状送達

1 1 月 2 8 日 東京地方裁判所で却下判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、同行った特別障害者手当の受給資格に係る認定の請求に対し、中野区長が却下する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その後、本件処分に係る審査請求及び再審査請求が裁決により棄却されたところ、当該裁決に至った理由は適切ではないと主張し、本件処分の取消しを求めたものである。

5 請求の内容

中野区長が原告に対してした本件処分を取り消す。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えを却下する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

原告が本件処分に係る再審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）の裁決書謄本を受領したのは令和 6 年 7 月 5 日であり、本件訴訟を提起したのは令和 7 年 1 月 1 7 日であるから、原告は、本件裁決があったことを知った日から 6 か月の出訴期間を経過した後に本件訴訟を提起したことになる。

原告は、行政事件訴訟法第 1 4 条第 3 項ただし書の「正当な理由」として、令和 6 年 7 月当時に健康状態が悪く入院しており同月 3 1 日までは本件裁決の内容を確認できる状況ではなかったなどと主張し、証拠を提出するが、同項ただし書の「正当な理由」とは、出訴期間内に出訴できなかったことについての

社会通念上相当と認められる理由を意味し、これが認められるためには、出訴を妨げていた事由がやんだ後、遅滞なく訴えを提起することが必要であると解される。本件においては、原告の主張を前提としたとしても、原告は令和6年7月31日以降は本件処分の取消訴訟を提起することにつき特段の支障があったものとは認められないにもかかわらず、同日から5か月余りを経過して本件訴えを提起したものであるから、原告が出訴期間を経過したことにつき「正当な理由」があるということはできず、本件訴えは不適法である。